

日本学生支援機構奨学金の 貸与を受けていた在学生の方へ！！

在学猶予の手続きはお済みですか？

大学・短大・大学院・専修学校などに在学中の方は、『在学届』の提出により返還期限が猶予されます（在学猶予）。

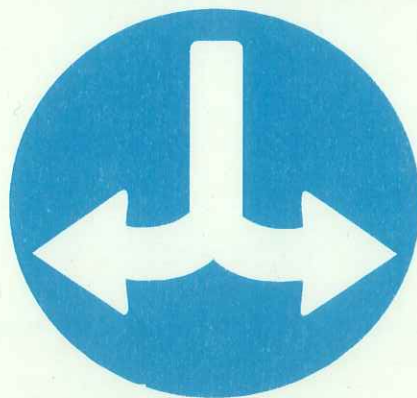
在学届をまだ提出されていない方は、**4月30日（金）までに**学生支援センターに提出してください。

在学届は学生支援センターで配付しています。（「返還のてびき」または日本学生支援機構ホームページにも掲載しています。）

高校、大学等で奨学金を借りて 貸与終了後、学校に在学している場合

◆在学猶予を希望する場合

⇒ 在学している学校に
「在学届」を提出



◆返還を始める場合

⇒ 初回の返還が振替不能と
ならないよう注意してくだ
さい。

<在学猶予に該当するのは…>

- ① 奨学金を借りていた者が進学した場合
- ② 奨学金の貸与終了（辞退・廃止となつた者も含む）後も引き続き学校に在学（留年中を含む）している場合

※在学猶予を希望しない場合は、
返還開始となります。